報告第１７号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和８年１１月６日提出

瀬戸内市長　　黒石　健太郎

専　決　処　分　書

　損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項として、次のとおり専決処分する。

令和８年１０月１０日

瀬戸内市長　黒石　健太郎

損害賠償の額を定め和解することについて

　瀬戸内市邑久町尾張地内で発生した救急車と原動機付自転車による物損事故について、次のとおり和解するものとする。

１　事故の相手方

住　　所　　瀬戸内市[redacted]

氏　　名　　[redacted]

２　事故の概要　　令和８年９月２１日午後１時５０分、転院搬送のため出動し医療機関へ向かう途中、瀬戸内市邑久町尾張１０１０番地６地先の交差点内で救急車と原動機付自転車が接触したもの。救急車は右後輪フェンダー付近に小さい傷、原動機付自転車はテールボックスが損傷したもの。

３　和解の要旨　　瀬戸内市及び相手方は、各自それぞれ損害を自損自弁で負担する。